

新年のごあいさつ



島原労働基準監督署長 内山 昭宣

令和 5 年を迎えまして、謹んでお慶び申し上げます。旧年中は当監督署の業務へのご理解・ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

令和 4 年を振り返りますと、休業 4 日以上の労働災害につきましては、11 月末現在で、業務上の新型コロナウイルス感染症による休業が 173 件、それ以外の休業が 127 件であり、新型コロナウイルス感染症を除けば昨年同期比で 3 件の減少という状況です。死亡災害の発生はありませんでした。ここ数年、労働災害の明らかな減少傾向が認められず、災害防止へのなご一層の取り組みが求められるところです。

これらの災害・疾病等にかかる労災補償業務は適正に進めています。

労働相談・申告件数は横ばいの傾向ですが、賃金不払や長時間労働にかかる相談も寄せられています。今年 4 月から、月の時間外労働が 60

時間を超えた部分の割増賃金率が、全事業場において 5 割増しとなることに留意ください。

本年は、まずは労働災害の防止、そして長時間・過重労働の防止、迅速・適正な労災補償給付を目指して業務を進めてまいります。特に災害防止のためには、フォークリフト・重機等の運転資格者の確保や安全な作業方法の遵守、足場等からの墜落防止措置、回転機械の刃等への接触防止措置等の基本的対策に重点を置いてまいります。また、高年齢労働者の方の転倒・腰痛災害への対策にも取り組んでまいります。

どうか昨年を引き続きまして、皆様の行政へのご協力をお願い申し上げます。

また本年も、会員事業場の皆様が事故なく安全かつ健康に業務に従事され、ひいてはますます発展されますことを祈念申し上げます。

最低賃金を確認しましょう！

令和 4 年度は産業別最低賃金の改定はありませんでした。  
長崎県の最低賃金は以下のとおりとなりますのでご確認ください。



長崎県最低賃金	853 円	令和 4 年 10 月 8 日発効
---------	-------	-------------------

特定最低賃金

業 種	最低賃金額 (1 時間)	効力発生日
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875 円	令和元年 12 月 7 日 令和 2・3・4 年度は改定なし。
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	864 円	令和 3 年 12 月 29 日 令和 4 年度は改定なし。
船舶製造・修理業、船用機関製造業	875 円	令和元年 11 月 29 日 令和 2・3・4 年度は改定なし。

# 健康診断に関するお知らせ

定期健康診断  
結果報告書の  
様式が変わりました!

「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務」に従事する労働者に対しては、6月以内ごとに1回、定期的に、歯科健診を行う必要がありますが、本年10月1日より、常時50人未満の事業場においても労働基準監督署長への報告が必要となりました。

また、報告に際し、新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書」が定められると同時に、定期健康診断結果報告書の様式から歯科健診の項目がなくなっています。

新様式

## 定期健康診断結果報告書

様式第6号(第52年関係)(表面)

定期健康診断結果報告書

80311

労働保険番号

対象年 平成 〇〇年 〇月 〇日 (報告 日付) 健診年月日 平成 〇〇年 〇月 〇日

事業の種類 事業場の名称

事業場の所在地 郵便番号 ( ) 電話 ( )

健康診断実施機関の名称 在籍労働者数

健康診断実施機関の所在地 受診労働者数

計 〇〇〇人

健康診断項目	実施者数		受診者数	
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
聴力検査(オージング法による検査)(1000Hz)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
聴力検査(オージング法による検査)(4000Hz)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
聴力検査(その他の方法による検査)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
胸部エックス線検査	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
喀痰検査	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
血圧	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
貧血検査	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

所見のあった者の人数 〇〇〇 医師の指示人数 〇〇〇

常時50人以上を使用する事業場においては、令和4年10月1日以降、上記新様式にてご提出ください。

新様式

## 歯科健康診断結果報告書

様式第6号の2(第52年関係)(表面)

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80315

労働保険番号

対象年 平成 〇〇年 〇月 〇日 (報告 日付) 健診年月日 平成 〇〇年 〇月 〇日

事業の種類 事業場の名称

事業場の所在地 郵便番号 ( ) 電話 ( )

健康診断実施機関の名称 健康診断実施機関の所在地

項目	業務内容	
	〇〇〇〇人	〇〇〇〇人
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数	〇〇〇〇	〇〇〇〇
受診労働者数	〇〇〇〇	〇〇〇〇
所見のあった者の人数	〇〇〇〇	〇〇〇〇

氏名 産業医 所属機関の名称及び所在地

歯科健診を必要とする事業場では、令和4年10月1日以降、事業場の規模に関係なく提出が必要です。

# 転倒災害多発中!

「転倒」による労働災害が多発しています。島原労働基準監督署管内において、令和3年の労働災害のうち4分の1が「転倒」による労働災害です。職場における転倒災害防止対策では、4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動の励行や危険の「見える化」の推進など取り組めるところから計画的に取り組む必要があります。



詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください! 「STOP! 転倒災害プロジェクト」 STOP! 転倒 検索